

令和3年2月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

令和3年2月26日(金)

午後3時00分 開 会 午後3時40分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長 石 川 善 昭

委 員 安 藤 清

委 員 伊 藤 晴 美

委 員 杢 崎 継 雄

4 欠席委員

委 員 八 角 憲 男

5 出席職員

学校教育課長 宇野 聡 社会教育課長 石田 智己

社会教育課主幹(スポーツ振興室長兼体育館長) 春山 敏郎 教育総務室長 石毛 秀明

学校教育室長 古澤 孝男 指導室長(兼小児言語指導センター所長) 網中 昭仁

学校給食センター所長 高木 利雄 青少年市道センター所長 野尻 孝

生涯学習室長 高森 良文 市民センター所長 植木 康之

公正図書館長 山谷憲一郎 文化財・ジオパーク室長 小川 正俊

銚子高等学校事務長 岩船 等

6 議題等

議案第3号 銚子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について

議案第4号 令和3年度銚子市学校教育指導の指針について

議案第5号 代決処分の承認を求めることについて(令和2年度銚子市一般会計(教育費)補正予算要求について)

議案第6号 代決処分の承認を求めることについて(銚子市附属機関の設置等に関する条例制定について)

7 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和3年2月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

1月27日に開催いたしました令和3年1月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

続きまして、令和3年度予算額内示について学校教育課長より報告させます。

【学校教育課長】

令和3年度当初予算案について報告いたします。昨年12月23日に市長へ要望していただいた、令和3年度当初予算は3月市議会定例会で審議され3月17日に成立する予定ですが、教育委員会所管分の予算措置状況について報告いたします。

それでは、お手元にお配りしてあります当初予算案の概要の32ページをご覧ください。まず、学校教育課所管分ですが、予算額の合計は34ページになります。12億7,492万4,000円で前年度と比較しますと1億5,430万1,000円の減額となります。前年度と比較しますと、No.354番の小学校施設大規模改修経費で春日小学校特別教室棟統合大規模改造工事が増とありますが、No.357番の銚子西中学校整備経費が終了したことにより、約2億7,000万円減額となったことが主な理由です。

続きまして、社会教育課所管分ですが、予算額の合計は35ページになります。8,139万円で前年度と比較しますと2,736万5,000円の減額となります。その主な理由としては、34ページ、No.400、No.401、35ページ、No.412の各施設の特定建築物定期報告書作成業務が2年に一度実施するもので、令和3年度は実施しないことにより約230万円の減、34ページ、No.403、35ページ、No.412のPCB廃棄物処理業務が令和3年度はないため、約1,530万円減額となっていることが挙げられます。

続きまして、35ページをご覧ください。銚子高等学校所管分ですが、予算額の合計は4,819万8,000円で前年度と比較しますと392万5,000円の増額となります。

以上、簡単ではございますが、報告させていただきます。

【教育長】

以上で報告は終わりました。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

【教育長】

その他。教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、伊藤委員、松崎委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2、議案第3号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第3号、「銚子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について」ご説明します。

本規則は、教育委員会、各教育施設、幼・小・中・高における公印の仕様及びその管理について定めたものですが、令和3年3月31日を以って銚子市立豊岡小学校が閉校になるため小学校全体で保有する公印の個数をそれぞれ12から11に、銚子市立第五中学校、第六中学校、第七中学校の統合に伴い令和3年4月1日から中学校全体で保有する公印の個数が7から5になるため、これを規定する同規則の別表を改正しようとするものでございます。以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして日程第3 議案第4号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【指導室長】

議案第4号「令和3年度 銚子市学校教育指導の指針」についてご説明いたします。

本指針は、学習指導要領の基本的な理念である「生きる力の育成」に向け、各幼稚園・小中学校が、教育活動を進める上での手引きとして、毎年度作成しているものです。令和3年度版の作成にあたっては、第3期千葉県教育振興基本計画『次世代へ光り輝く「教育立県ちば」プラン』を参考に、昨年度版を改訂して作成しました。表紙のデザインは、ふるさと学習でも扱われております、銚子のシンボルの一つである、屏風ヶ浦です。「生きる力」を育成するための柱は、知徳体「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の3つと、土台となる4つめ「地域とともに歩む学校づくりを進める」で、変更はございません。学習指導要領に授業改善の視点として示されております「主体的・対話的で深い学び」を通して」も変更はございません。子どもたちが未来に向けてたくましく生き抜くためには、「ふるさと銚子」に誇りを持って成長していくことも大切であると考えておりますので、「ふるさと銚子を知り、郷土に誇りを持って成長できる教育の実践」を、今年度も引き続き謳ってまいります。2頁目以降は、それぞれの柱「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「地域とともに歩む学校づくり」に関する重点項目と、具体的な内容を示しております。「□」が重点項目で、「・」が具体的な内容です。重点項目の変更点は幼稚園版、『人とのかかわりの中で「豊かな心」を育む』の中の「道徳性の芽生えの醸成」を「道徳性・規範意識の芽生えの醸成」に変更しました。また、「地域とともに歩む学校づくり」を進める」の中の「学びを将来へとつなぐキャリア教育の推進」を「学びを将来へとつなぐ系統的なキャリア教育の推進」に変更しました。小・中学校版の変更は、『魅力ある授業で「確かな学力」を育む』の中の「グローバル化に対応した教育の推進」を「子どものコミュニケーション力を伸ばす外国語教育の充実」に変更しました。内容についてですが、小・中学校版は、令和3年度からギガスクール構想により1人1台タブレット端末が配布されます。そのため、タブレット端末の活用を図ること、あわせて、ICTの効果的な活用を図るという内容を盛り込みました。「子どものコミュニケーション力を伸ばす外国語教育の充実」では、児童生徒たちが世界への視野を広げ外国語を使ってコミュニケーションを楽しみ自己の考えなどを主体的に発信する力を身につけられるように努めるという内容を盛り込みました。新型コロナウイルス感染症予防については、「児童生徒が新型コロナウイルス等の感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、三密を避ける行動をとることができる態度を育成する。」という内容を盛り込みました。また、内容がより分かりやすいものとなるよう、一部、文言を追加したり、組み替えたり、新しく加えたりしております。昨年度版の見え消しで、赤の二重線で消えている部分が削除、或いは、文言の改定をした部分です。赤のゴシック体になっている部分が加筆したところです。市教委施策と事業についても、実施終了予定の事業等を削除し次年度実施予定の事業を付け加えております。なお、本指針につきましては各学校及び関係諸機関へ配布いたします。教職員へは各学校で印刷の上、配付していただく予定です。4月以降は教育委員会のホームページでも閲覧できるよう準備しております。以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【松崎委員】

小中学校版の『体育・健康教育の充実で「健やかな体」を育む』の「□健康で安全な生活を実践する能力と態度の育成」の「・児童生徒が新型コロナウイルス等の感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、三密を避ける行動をとることができる態度を育成する。」とありますが、「三密」という言葉は新語であり感染のリスクはこれだけではなく、マスク、手洗い等も含めて指導をしていただきたいと思います。なので、この言葉にこだわらず「感染のリスクを下げる行動ができる。」で全てを含めてというになるのではないかと思います。

【教育長】

「感染のリスクを下げる行動をとることができる。」にしては、どうかということですが、いかがでしょうか。

【安藤委員】

それがよいと思います。

【指導室長】

ご意見ありがとうございます。三密は、密閉、密集、密接の3つとなり感染のリスクを下げる行動には、マスク、手洗い等も含まれるため広くとらえるため「感染のリスクを下げる行動ができる。」が良いと思います。

【教育長】

それでは、「自ら判断し三密」を削除するというところでよろしいでしょうか。

【安藤委員】

新型コロナウイルス感染症対策ということですが、それに合わせた施策や事業を行うというような予定があるということではないですよ。これまでの場面を利用して、感染症の指導をしていくということですよ。

【指導室長】

そういうことです。

【伊藤委員】

幼稚園の『人とかかわりの中で「豊かな心」を育む』の「□道徳性・規範意識の芽生えの醸成」で「規範意識」を加えたのと、『「地域とともに歩む学校づくり」を進める』の「□学びを将来へとつなぐ系統的なキャリア教育の推進」で「系統的」と加えた理由は何ですか。

【指導室長】

道徳性という広い意味のなかで幼稚園については、規範意識に重点を置き、キャリア教育については、系統的に行うということで、第3期千葉県教育振興基本計画『次世代へ光り輝く「教育立県ちば」プラン』を参考に、わかりやすく記載しています。

【伊藤委員】

第3期千葉県教育振興基本計画『次世代へ光り輝く「教育立県ちば」プラン』を読み解くと系統的なという言葉を入れた方がよいということですか。

【指導室長】

そうです。

【伊藤委員】

規範意識とはどのようなことですか。

【指導室長】

幼児期における「規範意識」は、第3期千葉県教育振興基本計画において課題の一つと捉えられており、本市においても重要な課題の一つと考えています。また、同計画では幼児期の重点的な取組事項として「道徳性・規範意識の芽生え」が挙げられており、こちらを参考に本市の指針に盛り込みました。本市の幼稚園指導の指針において、例えば、「決まりへの気づき」「決まりの必要性やその意味の理解」「決まりを守ろうとする気持ち」などを幼児期の終わりまでに身につけてほしい「規範意識」と捉えています。

【伊藤委員】

小中学校の『魅力ある授業で「確かな学力」を育む』のなかの、「グローバル化に対応した教育の推進」から「□子どものコミュニケーション能力を伸ばすため外国語教育の充実」に変更されていますが、外国語教育についてはコミュニケーション能力を伸ばすための手段としてということになるのでしょうか。

【指導室長】

これにつきましても、第3期千葉県教育振興基本計画『次世代へ光り輝く「教育立県ちば」プラン』に記載されていて、コミュニケーションの手段としての外国語ということに掲載しています。

【教育長】

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして日程第4 議案第5号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案5号「代決処分の承認を求めることについて、令和2年度銚子市一般会計教育費補正予算要求」をご説明いたします。

令和2年度銚子市一般会計教育費補正予算要求は、本来ならば、教育委員会にお諮

りしてから3月市議会に上程させていただくのですが、事前に教育委員会にお諮りする時間的な余裕がなかったため、代決処分とさせていただきました。それでは、別添資料「令和3年3月補正予算総括表」をご覧ください。前回の教育委員会定例会の報告の中で、その時点での要求内容をご説明させていただきましたが、その後、財政当局と協議した結果、このような要求内容となったものです。令和3年3月補正予算総括表は、教育委員会の要求分をまとめたものです。全体といたしましては、令和2年度銚子市一般会計教育費補正予算として、歳入5事業、合計7,980万8,000円、歳出5事業、2億2,867万4,000円をそれぞれ増額しようとするものです。各々の予算要求の具体的な内容について説明させていただきます。

それでは、学校教育課所管分と市立銚子高校分につきまして併せて、ご説明いたします。はじめに、歳入です。上の表をご覧ください。No.1の国庫補助金の学校施設環境改善交付金は、小学校の大規模改修工事に対する交付金7,115万8,000円を計上するものです。No.2、No.3、No.4、No.5は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、消毒用消耗品の購入に係る国庫補助である学校保健特別対策事業費補助金及び教育支援体制整備事業費補助金で、小中学校及び幼稚園分、計745万円、高等学校分120万円の合計865万円を計上したものです。次に歳出です。下の表をご覧ください。No.1、小学校大規模改修経費は、清水小学校外2校トイレ洋式化工事及び豊里小学校照明器具改修工事に係る経費、2億1,137万4千円の要求です。No.2、No.3、No.4、No.5は、小中学校・幼稚園及び高等学校の新型コロナウイルス感染症対策経費で、小中学校及び幼稚園の、消毒用消耗品の購入に係る経費、計1,490万円と高等学校の、熱感知器などの購入経費240万円の合計1,730万円を計上したものです。次に繰越明許費です。裏面をご覧ください。No.1、小学校施設大規模改修経費は、歳入、歳出でご説明した同事業の経費です。この事業は、国の補正予算を活用するため、これから事業を開始することになりますので、今年度中には事業が終わらないことから、令和2年度に予算化した上で、全額を来年度に繰り越すものです。No.2からNo.5も、歳入、歳出でご説明しました、小中学校・幼稚園及び高等学校の新型コロナウイルス感染症対策経費で、翌年度に繰り越して使用することができるようにしようとするものです。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

【教育長】

これより採決をいたします。議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして日程第5 議案第6号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第6号「代決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

議案第6号につきましては、銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第4条第3項の規定により別紙のとおり代決処分したので同条第4項の規定によりこれを報告し、その承認を求めようとするものです。

代決処分は、「銚子市附属機関の設置等に関する条例制定について」、3月市議会定例会に提出されるよう銚子市長へ申し出する件であり、2月19日の市議会定例会へ議案を上程するに当たり教育委員会を開く暇がなかったため代決処分したものです。

それでは、提案理由について説明いたします。市の執行機関が設置する附属機関の位置づけ及び運営の基準を明確にするため新たに条例を制定しようとするものです。市が設置する附属機関につきましては、その設置状況などを調査し附属機関の廃止や今後の在り方について見直しを図っていたところですが、この調査を踏まえ附属機関の会議形態や審議事項などを検討した結果、設置の根拠となっている個々の条例を廃止、または一部改正し、本来、条例化や規則化が必要な附属機関を含め、これらを統合することとなったものです。この統合条例のうち、教育委員会の附属機関について説明いたします。27ページ、28ページをご覧ください。本条例に統合します教育委員会の附属機関は、記載のとおり、銚子市教育支援委員会、銚子市文化財審議会、銚子市学校給食センター運営委員会となります。担当事務、定数、構成、任期につきましては記載のとおりで、従来からの変更はありません。また、この統合に伴いまして関係条例の整備として一部改正があります。7ページ、8ページ、12ページ、13ページに記載しておりますが、別添資料、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。最初に、銚子市文化財保護条例の一部改正ですが、銚子市文化財審議会にあたります第4条から第6条を削り、以下の条項を繰り上げるほか、所要の改正を行うものです。

次に、銚子市学校給食センター条例の一部改正ですが、運営委員会にあたる第5条を削り、以下の条項を繰り上げるものです。

最後に、銚子市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正ですが、銚子市いじめ問題対策連絡協議会については、今回の統合条例に統合はいたしません。統合条例第7条に規定しております「書面の送付による会議」に関する条項を同様に銚子市いじめ問題対策連絡協議会等条例第7条に新設し、以降の条項を繰り下げるものです。

統合条例の内容は以上のとおりとなりますが、今回の統合条例に統合しないものとして、銚子市いじめ問題対策連絡協議会のほか、育英資金貸付審査委員会があります。これらについては個人情報を多く取扱うことや委員の公募ができないなど、統合条例への統合がなじまないと判断し統合せず、従来どおりの取扱いとなっております。また、今回の条例の新設及び一部改正のほか、教育委員会規則の新設及び一部改正につきましては、次回、3月定例会へ上程予定であることを申し添えます。以上で、議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【安藤委員】

これは、新しい条例が制定されるということで、これまで、それぞれの機関で個々に制定されていた条例を統合するということによろしいでしょうか。

【学校教育課長】

そのとおりです。冒頭で申し上げましたとおり、市の附属機関の位置づけ及び運営の基準を明確していきます。その設置状況等が統合する条例に適したものを統合するものです。この統合に適さないものは、これまでどおりとなります。統合するものは、教育委員会では銚子市教育支援委員会と銚子市文化財審議会の、銚子市給食センター運営委員会があり、銚子市文化財保護条例の第4条から第6条と銚子市給食センター条例の第5条を削除し、市の条例に一括して統合させるものです。

【安藤委員】

実質的な内容は変わらないということでしょうか。どうして統合させるのでしょうか。

【学校教育課長】

従前から市の設置する附属機関につきましては、現設置状況が適切かどうか議論していました。そのなかで、本年度、統合することとなり事務を進めてきました。3月市議会定例会に上程し承認後、令和3年4月1日から施行される予定です。

【安藤委員】

わかりました。行政組織をより明確化するために、このような条例の制定をすることですね。

【学校教育課長】

そうです。

【教育長】

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

【教育長】

これより採決をいたします。議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時40分

以上をもちまして、令和3年2月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年3月25日

署名委員 伊 藤 晴 美

署名委員 松 崎 継 雄